



- I. フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に関する金融商品取引法改正法案
- II. いわゆる公募増資インサイダー事案の課徴金納付命令取消判決

2017年
3月号

I. フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に関する金融商品取引法改正法案

執筆者: 辰巳 郁

1. はじめに

2017年3月3日、政府は「金融商品取引法の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」といいます)を閣議決定し、第193回国会(常会)に提出しました(閣法第37号)¹。

改正法案は、大きく分けて、①取引の高速化への対応、②取引所グループの業務範囲の柔軟化、③上場会社の公平な情報開示に関するルール(フェア・ディスクロージャー・ルール。以下「FDルール」といいます)の導入を内容としています。このうち③は、上場会社の日常的な活動に広く影響が生じ得るものです。本稿では、この③について、現時点で明らかになっている制度の概要をご紹介します。

以下、特に断らない限り、「法」は改正法案が原案どおり可決成立した場合の改正後の金融商品取引法を指します。

2. 改正法案の提出に至る経緯

2016年4月18日、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(座長・神田秀樹学習院大学大学院法務研究科教授)によって「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」(以下「WG報告」といいます)が取りまとめられ、その中で、企業による公平・公正な情報開示を確保するため、FDルールを導入することについて具体的な検討を行うことが提言されました²。

WG報告を受け、金融審議会の下に設置されたフェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース(座長・黒沼悦郎早稲田大学法学学術院教授)において検討が進められ、2016年12月7日、「金融審議会市場ワーキング・グループ フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告～投資家への公平・適時な情報開示の確保のために～」(以下「TF報告」といいます)が取り

¹ 金融庁「国会提出法案等」(<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>)のうち、「国会提出法案(第193回国会)」参照。

² 2016年4月18日・金融庁「金融審議会『ディスクロージャーワーキング・グループ』報告の公表について」(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20160418-1.html)別紙参照。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

まとめられました³。

TF 報告では、我が国市場において、個人投資家や海外投資家を含めた投資家に対する公平かつ適時な情報提供を確保することにより、全ての投資家が安心して取引できるようにするため、FD ルールを導入すべきであるとされ、その制度の概要についての提言が盛り込まれました。

この TF 報告の内容を踏まえ、金融庁において FD ルールの導入に向けた具体的な制度設計を含めた検討が進められてきましたが、この度、その具体的な内容が盛り込まれた改正法案が国会に提出されるに至ったものです。

3. FD ルールの趣旨

TF 報告においては、FD ルールを導入する意義として以下の 4 点が挙げられ、その上で、FD ルールの整備・運用に当たっては、これらの意義が活かされるよう留意する必要があるとされています(TF 報告 2 頁)。

- ① 個人投資家や海外投資家を含めた投資家に対する公平かつ適時な情報開示を確保し、全ての投資家が安心して取引できるようにすること。
- ② 発行者側の情報開示ルールを整備・明確化することで、発行者による早期の情報開示を促進し、ひいては投資家との対話を促進すること。
- ③ アナリストによる、より客観的で正確な分析及び推奨が行われるための環境を整備すること。
- ④ 発行者による情報開示のタイミングを公平にすることで、いわゆる「早耳情報」に基づく短期的なトレーディングを行うのではなく、中長期的な視点に立って投資を行うという投資家の意識変革を促すこと。

これらのうち、特に①が中心的な趣旨と位置付けられますが、その背景としては、TF 報告でも言及されているとおり、(i)近年、発行者の内部情報を顧客に提供して勧誘を行った証券会社に対する行政処分の事案において、発行者が当該証券会社のアナリストのみに未公表の業績に関する情報を提供していたなどの問題があったこと、(ii)欧米やアジアの主要国においても、同様のルールが整備されていることを指摘することができます。

4. FD ルールの概要

改正法案は、FD ルールの導入に関して、法 27 条の 36 から法 27 条の 38 までの 3 か条によって構成される第 2 章の 6 を新設し、同章を「重要情報の公表」と題しています。この FD ルールの概要をまとめると、以下の【表】のとおりです。

【表】FD ルールの概要

項目	内容
(1) 規制の対象者	「上場会社等」(上場株券等その他の政令で定める有価証券の発行者)
(2) 情報伝達の主体	「上場会社等」又はその「役員等」(役員、代理人又は使用人その他の従業者)
(3) 情報の受領者	「取引関係者」(①金融商品取引業者その他の内閣府令で定める者又はその役員等、及び、②上場有価証券等の売買等を行う蓋然性の高い者として内閣府令で定める者)
(4) 規制対象となる情報	「重要情報」(上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの)
(5) 規制対象となる行為	「伝達」(ただし、取引関係者が、重要情報について守秘義務を負い、かつ、上場有価証券等の売買等をしてはならない義務を負う場合を除く)
(6) 公表の時期	伝達と「同時」(ただし、重要情報に該当することを知らなかった場合等の内閣府令で定める場合は、伝達を知った後「速やかに」)
(7) 公表の方法	内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表
(8) 違反の効果	行政的な手続により、報告・資料の徴取、検査、公表の指示・命令(対応しない場合、刑事罰(6 か月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又はこれらの併科)の制裁あり)

³ 2016 年 12 月 22 日・金融庁「金融審議会『市場ワーキング・グループ』報告書の公表について」(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20161222-1.html)別紙 2 参照。

以下では、【表】の各項目に沿って、FD ルールの概要を確認していきます。

(1) 規制の対象者

FD ルールの規制対象となり、後記(6)・(7)記載の「公表」の義務を負うのは、「上場会社等」、すなわち、「第 2 条第 1 項第 5 号〔筆者注(以下同):社債券〕、第 7 号〔優先出資証券〕、第 9 号〔株券・新株予約権証券〕若しくは第 11 号〔投資証券、新投資口予約権等〕に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)で金融商品取引所に上場されているもの若しくは店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者」となります(法 27 条の 36 第 1 項本文)。

「上場会社等」の詳細な内容については政令の定めを待つ必要がありますが、基本的には上場会社を念頭に置けばよいと考えられます。

(2) 情報伝達の主体

FD ルールの規制対象となる行為は後記(5)のとおり「伝達」であるところ、その主体は「上場会社等」又はその「役員等」(役員、代理人又は使用人その他の従業者)とされており、上場会社等が投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律 2 条 12 項)である場合には、その資産運用会社(同条 21 項)又はその役員等も含まれます(法 27 条の 36 第 1 項本文)。

なお、後記(5)のとおり、役員等のうち、代理人又は使用人その他の従業者については、「取引関係者に情報を伝達する職務を行うこととされている者」、すなわち IR 担当である者が行う伝達が規制対象となり、IR 担当でない代理人又は使用人その他の従業者は、基本的に主体とはならないものと考えられます(TF 報告 3 頁参照)。

(3) 情報の受領者

FD ルールの規制対象となる情報の受領者は「取引関係者」と定義されています。具体的には、①「金融商品取引業者、登録金融機関、信用格付業者若しくは投資法人その他の内閣府令で定める者又はこれらの役員等」と、②「当該上場会社等の投資者に対する広報に係る業務に関して重要情報の伝達を受け、当該重要情報に基づく投資判断に基づいて当該上場会社等の上場有価証券等に係る売買等を行う蓋然性の高い者として内閣府令で定める者」になります(法 27 条の 36 第 1 項 1 号、2 号)。

①②のいずれも、その詳細な内容については内閣府令の定めを待つ必要がありますが、①は証券アナリスト等の有価証券に係る売買や財務内容等の分析結果を第三者へ提供することを業として行う者とその役員等が想定され、②は当該上場会社等の IR ミーティング等に参加して重要情報の伝達を受ける株主・投資家等が考えられます。また、①については、「重要情報の適切な管理のために必要な措置として内閣府令で定める措置を講じている者において、金融商品取引業に係る業務に従事していない者として内閣府令で定める者」は取引関係者から除外されます(法 27 条の 36 第 1 項 1 号かつこ書)。証券会社等において、部署間に情報隔壁(いわゆるチャイニーズ・ウォール)を設けているような場合が想定されますが、この点についても内閣府令の定めを待つ必要があります。

(4) 規制対象となる情報

FD ルールの規制対象となる情報は、「重要情報」、すなわち、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの」とされています(法 27 条の 36 第 1 項本文)。

文言上、「重要な影響を及ぼすもの」〔傍点筆者〕とされ、インサイダー取引規制上の重要事実であるバスケット条項(法 166 条 2 項 4 号)は「著しい影響を及ぼすもの」〔傍点筆者〕とされていることから、重要情報はこれよりも広い概念と位置付けられます。

具体的な重要情報の範囲は、TF 報告の内容を踏まえると、インサイダー取引規制上の重要事実となる情報を基礎としつつ、公表前の決算情報については、機関決定に至っていない情報やインサイダー取引規制上の重要事実となる基準(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 51 条等)に満たない情報であっても重要情報に該当し得ると整理されるものと考えられます。他方で、工場見学や事業別説明会で提供されるような情報など、他の情報と組み合わせることによって投資判断に影響を及ぼし得る

ものの、その情報のみでは、直ちに投資判断に影響を及ぼすとはいえない情報(いわゆるモザイク情報)は、重要情報に含まれないと整理されるものと見込まれます(TF 報告 3 頁参照)。

もっとも、実際にはいかなる情報であれば重要情報に該当するかを判断することは必ずしも容易でない場面も生じ得るものと思われれます。そのため、実務上は、例えば、インサイダー取引規制上の重要事実に加えて、公表前の確定的な決算情報を一律に重要情報として取り扱うことも現実的な選択肢になると考えられます。

(5) 規制対象となる行為

FD ルールの規制対象となる行為は、前記(2)の主体が取引関係者に対して行う重要情報の「伝達」です(法 27 条の 36 第 1 項本文)。また、役員等のうち、代理人又は使用人その他の従業者については、「取引関係者に情報を伝達する職務を行うこととされている者」、すなわち IR 担当である者が行う伝達のみが対象となります(同項かつこ書)。

ただし、重要情報の伝達を受ける取引関係者が、「法令又は契約により、当該重要情報が公表される前に、当該重要情報に関する秘密を他に漏らし、かつ、当該上場会社等の〔中略〕上場有価証券等に係る〔中略〕売買等をしてはならない義務を負うとき」、すなわち、法令又は契約により、①当該重要情報について守秘義務を負い、かつ、②売買等が禁止される場合には、規制の対象とはなりません(法 27 条の 36 第 1 項ただし書)。この場合は、市場の信頼が害されるおそれは少ないと考えられるためです(TF 報告 4 頁参照)。

なお、後記(6)のとおり、①②の要件を満たす場合であっても、伝達を受けた取引関係者が守秘義務に違反するなどした場合には、別途公表の義務の対象となり得ます。

(6) 公表の時期

前記(5)の伝達が行われる場合には、上場会社等は、原則として、当該伝達と「同時」に当該重要情報を公表しなければなりません(法 27 条の 36 第 1 項本文)。

ただし、①「上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等が、その業務に関して、取引関係者に重要情報の伝達を行った時において伝達した情報が重要情報に該当することを知らなかった場合又は重要情報の伝達と同時にこれを公表することが困難な場合として内閣府令で定める場合」には、同時に公表する必要はありません。もっとも、この場合でも、②「当該上場会社等が取引関係者に当該伝達が行われたことを知った後、速やかに、当該重要情報を公表」する必要があります(法 27 条の 36 第 2 項)⁴。

なお、重要情報の伝達を受けた取引関係者が、守秘義務に違反して重要情報を他の取引関係者に漏らし、又は義務に反して売買等を行った場合には、これを知った上場会社等は、原則として速やかに当該重要情報を公表しなければならないとされています(法 27 条の 36 第 3 項本文)。FD ルールが公平かつ適時な情報開示に対する市場の信頼を確保するためのものであることを踏まえたものと考えられます(TF 報告 4 頁参照)。

ただし、「やむを得ない理由により当該重要情報を公表することができない場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない」ともされています(法 27 条の 36 第 3 項ただし書)。この詳細については、内閣府令の定めを待つ必要があります。

(7) 公表の方法

重要情報を公表しようとする上場会社等は、内閣府令で定めるところにより、当該重要情報を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないとされています(法 27 条の 36 第 4 項)。TF 報告では、「発行者による速やかな公表や個人投資家等のアクセスの容易性といった観点を踏まえ、法定開示(EDINET)及び金融商品取引所の規則に基づく適時開示(TDnet)のほか、当該発行者のホームページによる公表を認めることが適当である」とされています(TF 報告 4 頁参照)。

⁴ 一般に、法令用語としての「速やかに」は、「直ちに」より急迫の程度は低いものの、「遅滞なく」より時間的な即時性が強い場合に用いられます(法制執務研究会編『新訂 ワークブック法制執務』(ぎょうせい、2007)715 頁参照)。

(8) 違反の効果

違反に対しては、まずは発行者に情報の速やかな公表を促し、これに対して適切な対応がとられなければ一定の指示・命令を行うという行政的な対応によることが基本となりますが、一定の刑事罰も定められています。

まず、内閣総理大臣は、①重要情報の公表者等に対して、報告若しくは資料の徴取又は検査を行うことができ(法 27 条の 37 第 1 項)、②公務所又は公私の団体に報告を求めることができます(同条 2 項)。

また、内閣総理大臣は、③公表されるべき重要情報が公表されていないと認めるときは、重要情報の公表等を指示することができます(法 27 条の 38 第 1 項)、さらに、④当該指示を受けた者が、正当な理由がないのにその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができます(同条 2 項)。

①～④の権限は、政令で定めるものを除き、金融庁長官に委任され(法 194 条の 7 第 1 項)、金融庁長官は、政令で定めるところにより、①・②の権限を証券取引等監視委員会に再委任することができるものとされています(同条 3 項)。

これらの行政的な手続にもかかわらず、①につき、(i)報告若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は、(ii)検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、④につき、その命令に違反した者は、いずれも 6 か月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又はこれらの併科に処するとされています(法 205 条 5 号、6 号、6 号の 5)。

5. 施行期日

改正法案の施行期日については、その公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日とされています(改正法案附則 1 条本文)。



たつみ かおる
辰巳 郁

西村あさひ法律事務所 弁護士
k.tatsumi@jurists.co.jp

2005 年弁護士登録。2013-2015 年、法務省民事局出向(会社法担当、商事課併任)。国内外の M&A、組織再編等に多数関与。株主総会、コーポレート・ガバナンス、危機管理等を含む一般企業法務にも幅広く従事。会社法、金商法を中心とする法制度や実務運用の在るべき姿についても積極的に発言。

Ⅱ. いわゆる公募増資インサイダー事案の課徴金納付命令取消判決

執筆者: 上島 正道、有松 晶

1. はじめに

平成 24 年から平成 26 年にかけて、主幹事証券会社から未公表の公募増資情報を聞いた機関投資家等による上場株式の売買行為に対し、立て続けに課徴金納付命令が発出されました(「公募増資インサイダー取引事案」)⁵。これらの事案を契機に、情報伝達・取引推奨規制⁶の導入などが行われ、インサイダー取引規制法制に大きな影響を与えました。しかし、今般、公募増資インサイダー取引事案のうち 1 つについて、インサイダー情報を「知った」とはいえず、インサイダー取引に該当しないとして課徴金納付命令を取り消す判決⁷が出されました。本判決では、どのようなポイントが重視されて、インサイダー情報を「知った」か否かが判断されたのでしょうか。

⁵ 平成 24 年度(判)第 10 号(平成 25 年 6 月 27 日決定)(以下「本件課徴金納付命令」という。)等。

⁶ 金商法 167 条の 2。

⁷ 東京地裁平成 28 年 9 月 1 日判決金融・商事判例 1503 号 46 頁。以下「本判決」という。

2. 判決の概要

(1) 事案の概要と争点

本件課徴金納付命令では、コンサルティング会社社員の原告が、東京電力が平成 22 年 9 月 29 日に公表した公募増資(以下「本件公募増資」という。)に関する重要事実(以下「本件重要事実」という。)につき、その公表前に、主幹事証券会社の営業員(以下「本件営業員」という。)から当該情報入手し、同株式の売付け(以下「本件売付け」という。)を行ったとして、6 万円の課徴金納付命令を受けましたが、原告がその取消を求めた事案です。

インサイダー取引規制では、上場会社の役職員や契約締結者など、職務等に関して重要事実を知った会社関係者や、会社関係者から重要事実の伝達を受けた情報受領者が、当該重要事実の公表前に、当該上場会社の株式の売買等を行うことを禁じています(金商法 166 条 1 項・3 項)。本判決では、①本件営業員が、「会社関係者」に該当するか(争点①)、及び、②原告が、「情報受領者」に該当するか(争点②)、が主に争われました。

(2) 本判決の判断

本判決は、争点①について、次の①～④の各事情を検討の上、本件営業員が本件重要事実を「知った」とは認定できないとし、争点②の判断は示さずに、原告の本件売付けは金商法 166 条 3 項のインサイダー取引には該当しないと判断しました。

① アナリスト A とのコミュニケーション

アナリスト A(主幹事証券会社の東京電力担当)は、平成 22 年(以下、日付は同年。)9 月 22 日に、本件公募増資の公表日を認識し、社内でインサイダー情報の受領者として登録(イン登録)されましたが、本件営業員との(i)バリュエーションシート⁸に係る 9 月 8 日及び 9 日のメールでのやりとり、(ii)東京電力の増資に関する他社レポートへのコメントを求めた 9 月 14 日のやりとり、(iii)東京電力及び他銘柄につき公募増資の可能性を尋ねた 9 月 21 日のやりとりのいずれによっても、本件営業員が本件重要事実を「知った」とは認定できないとされました。

(i)の時点では、本件営業員に送付されたバリュエーションシート上、東京電力の記載は削除されておらず、(ii)の際には、アナリスト A は、本件営業員に対して確たるコメントをしなかったため、本件営業員が本件重要事実を知ったとはいえず、(iii)の際には、アナリスト A は、「可能性は否定できない、やってもおかしくない」と回答しただけで、それ以上具体的な発言に係る証拠はないことが理由とされています。

② 営業員 B とのコミュニケーション

本件営業員が営業員 B(主幹事証券会社の機関投資家営業二部で公募増資等のとりまとめ等を行う募集担当の営業員。営業員の休暇取得が重要案件の予定と重ならないよう休暇管理を指示されていた)に(i)「9 月の最終週に休暇を取得することが可能か」、(ii)「9 月下旬に顧客とのディナーの予定を入れることができるか」を聞いた際のやりとりのいずれによっても、本件営業員が本件重要事実を「知った」とは認定できないとされました。

営業員 B は、9 月 24 日に、本件公募増資の公表日を認識し、社内でイン登録されましたが、本件営業員と営業員 B との(i)(ii)のやりとりが行われた時期が証拠上特定できず、その際に、営業員 B がすでに本件公募増資につきその公表日を含め認識していたとは認定できないことをその理由としています。

⁸ 複数の銘柄について格付け等の情報を一覧にしたシートで、公募増資が予定されている会社などについては記載が削除される場合があった。

③ カバレッジリストの記載

9月21日の時点でカバレッジリスト⁹から東京電力が削除されていたものの、本件営業員がそれを認識したといえる証拠はないとして、カバレッジリストの記載によっても本件営業員が本件重要事実を「知った」とはいえないとしました。

④ 本件営業員が連絡した投資判断の内容や連絡のタイミング

①～③に加え、本件営業員が原告又は顧客に対し、(i)9月14日頃及び16日に東京電力よりも他の銘柄のほうが公募増資の可能性が高いと連絡したこと、(ii)9月24日に東京電力に加えて5銘柄を「公募増資が噂されている銘柄」と連絡したこと、(iii)9月27日の時点でも、本件公募増資の公表日が9月29日であると確定的に伝えていないことなども、「知った」と認定できない理由としています。

3. 考察

(1) インサイダー取引への該当性判断のポイント—チャイニーズ・ウォールを超えた情報伝達の有無

本件の主幹事証券会社では、アナリスト A や営業員 B につき個別にイン登録を行うことでインサイダー情報受領者として情報管理の対象とし、チャイニーズ・ウォール(インサイダー情報管理のための社内の情報遮断措置)を設定していました。しかし、本件営業員は、A・B 両名から情報収集していたものの、A・B が本件重要事実を知ったといえる前の段階(イン登録前の段階)での、抽象的・断片的な情報収集に留まっており、本件重要事実がチャイニーズ・ウォールを超えて伝達された証拠はないとされました。そのため、本件営業員についても、本件重要事実を知ったとまでは認定できなかった点が、本判決の事実認定の最も大きなポイントと思われる。

(2) 本判決を踏まえたインサイダー取引防止上の留意点

① 証券会社サイドの留意点

本判決では、チャイニーズ・ウォールを超えた情報伝達が認定できる証拠がなかったことが判断の大きな分岐点となりました。もっとも、A・B が本件重要事実を知った時期の認定を早める証拠があれば、本件営業員が A・B との上記やりとりから本件重要事実を「知った」と認定される余地は相応にあったと考えられます。したがって、実効的なチャイニーズ・ウォールの必要性はなお高いといえます。本判決の判断要素(バリュエーションシートの記載、営業員の休暇管理、カバレッジリストの記載)は、チャイニーズ・ウォールの技術的な穴の具体例として参考になります。

② 投資家サイドの留意点

本判決で問題となった事案では、原告は、本件営業員からの情報により、本件重要事実の公表前に、「東京電力が29日を公表日とする公募増資をするようである」という認識に至っていたと認められ、原告と本件営業員との間のコミュニケーションには、その銘柄名や具体的公表日まではっきり含まれていました。したがって、仮に、本件営業員が会社関係者に当たると認定されれば、原告は情報受領者と認定され、本件売付けがインサイダー取引とされる余地は相応にあったと考えられます。原告がインサイダー取引規制違反に問われるか否かは、証券会社でチャイニーズ・ウォールが機能していたかという、自分ではコントロールできない要因に左右されたに過ぎません。確実にリスクを回避するには、投資家サイドとしては、本判決で問題となった事案類似の情報のやりとりがあった場合には、対象銘柄の取引を安易に実施することは避けるべきです。

⁹ アナリストによる企業調査・レーティング付与対象の銘柄のリスト。特定の銘柄につき、公募増資の実施公表が予定されている等の事情がある場合、担当アナリストは当該銘柄につきコメントできず、当該リストから銘柄名が削除される。

いずれにせよ、インサイダー取引防止のポイントとしては、「このような情報を得て、株取引をすることはアンフェアか」という観点が重要であり、アンフェアと感じる取引はしないという意識が重要になります。また、インサイダー取引は、取引の記録が残ることから発覚しやすい行為であるため¹⁰、M&A や不祥事の初動対応時など、インサイダー情報に触れる関係者は「ちょっとくらい大丈夫だろう」と安易に考えないよう留意する必要があります。



かみじま まさみち
上島 正道

西村あさひ法律事務所 弁護士 公認不正検査士

m_kamijima@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。2011-2014 年、金融庁総務企画局市場課専門官。2015 年、公認不正検査士登録。主な取扱分野は、危機管理・訴訟その他一般企業法務。特に、インサイダー取引規制等金融商品取引法関連の業務に従事。主な著書に、『インサイダー取引規制の実務(第 2 版)』(商事法務・2014)[監修]、『よくわかるインサイダー取引規制入門 Q&A』(商事法務・2016)[著]等。



ありまつ あきら
有松 晶

西村あさひ法律事務所 弁護士

a_arimatsu@jurists.co.jp

2009 年弁護士登録。役職員不祥事、インサイダー取引案件、独禁法違反案件等の危機管理案件や各種争訟案件中心に一般企業法務に従事。主な執筆は、『インサイダー取引規制の実務(第 2 版)』(商事法務・2014)[共著]、「インサイダー取引規制の最新動向と決算情報管理」旬刊経理情報 1412 号(共著)、「意外と見落としやすい企業法務における公職選挙法上の留意点」Website・法と経済のジャーナル Asahi Judiciary(2015 年 8 月 19 日掲載)等。

¹⁰ JPX 自主規制法人のポスターでも注意喚起されている(http://www.jpx.co.jp/learning/tour/books-brochures/tvdivq0000003toh-att/insider_poster.pdf)。

論文情報 (2017年1月～2017年3月)

- * 「実務問答会社法第8回 吸収合併における株主に対する通知・公告の期間短縮・省略と簡易合併・略式合併」 辰巳郁、旬刊商事法務 No.2127(2017年3月5日号)
- * 「米国および我が国における複数議決権株式の設計と複数議決権株式発行会社に係る M&A[上]」 太田洋・松原大祐・水島淳・尾崎美和、金融・商事判例 No.1509(2017年2月15日号)
- * 「ビジネスパーソンのための法知識 M&A」 鈴木正靖、Website「Lexis AS ONE」
- * 「Getting the Deal Through – Shareholder Activism & Engagement 2017 (Japan Chapter)」 太田洋・中山龍太郎・佐々木秀、Getting the Deal Through – Shareholder Activism & Engagement 2017
- * 「米国競争当局による企業結合審査の最新動向と対策」 山田浩史、国際商事法務 Vol.45 No.1(2017年1月号)

書籍情報 (2017年1月～2017年3月)

- * 「コーポレート・ガバナンス改革の提言」 中山龍太郎、商事法務

セミナー情報 (2017年1月～2017年4月)

開催予定

- * **申込受付中**「【現地報告】ベトナムへの進出及び進出後の実務」 廣澤太郎
開催日:2017年3月31日(金)
お申込・詳細:<<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/44393.html>>
- * **申込受付中**「インサイダー情報の伝達等に関する規制概要と摘発事例に学ぶ留意点」 上島正道・有松晶
開催日:2017年4月19日(水)
お申込・詳細:<<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/44784.html>>

開催済

- * 「基礎からわかる『M&A』の戦略と法務」 山口勝之
- * 「M&A 法務デューデリジェンスのチェックポイントと契約への反映【実践演習編】」 石川智也
- * 「フランス及びアフリカ企業への投資セミナー」 木津嘉之
- * 「保険業務に関する最新法務トピック」 忍田卓也・有吉尚哉・山本啓太・松下由英
- * 「資本・業務提携の実務とその留意点」 森本大介
- * 「M&A 契約と独占禁止法リスク条項」 山田浩史
- * 「最新法令・動向を踏まえたグループ会社管理のポイントと管理規程の整備・見直し」 森本大介
- * 「改正個人情報保護法の実務ポイント」 太田洋・柴田寛子・高木謙吾・石川智也
- * 「日本企業による欧州企業への投資セミナー」 木津嘉之
- * 「グループ会社管理のポイントとグループ管理規程整備における留意点」 森本大介

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社および投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験およびノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野および実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネススタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。